

パソコンプレミアムサポート約款

第1条（規約の適用）

信州大学生活協同組合（以下、「生協」という）は、4年間パソコンプレミアムサポート（以下、「プレミアム SP」という）と呼称するパソコンサポートサービス（以下、「本件サービス」という）を提供するにあたり、本規約に基づき実施するものとします。

第2条（契約の成立）

1. 生協の組合員または入学前の組合員になろうとしている者は、生協が新入生向けに学習教材として提案・販売するパソコン（以下、「生協 PC」という）の購入申込と同時に、本件サービスへの加入を申し込むことができます。
2. 生協は、冊子「入学準備ガイドブック（以下「ガイドブック」）」に本件サービスの概要を記載し、Web サイトで本約款を掲載します。
3. 本件サービスを申し込む者（以下「申込者」）が、申込 Web フォームにて申込手続きを完了した時点で契約が成立したものとします。
4. 申込者は、ガイドブックまたは申込 Web フォームに記載された本件サービス加入費用（以下「費用」）を、生協が指定する方法及び期日までに支払わなければなりません。支払いがなされない場合、生協は契約を解除することができます。

第3条（サービス項目）

1. 本件サービスの項目に関しては、ガイドブック等に記載された内容を提供します。
2. 本件サービスの項目に関しては、予告なく改訂する場合があります。改訂内容に関しては改訂後、生協店舗の店頭もしくは生協のホームページ上で公開するものとします。改訂において、プレミアム SP の料金に差額が生じた場合であっても、差額の請求・返金はありません。

第4条（サービスの提供範囲）

生協は、以下の条件を有する者が、生協店舗にて依頼をすることで本件サービスを提供するものとします。

- ① 生協の組合員であること。
- ② 入学時に生協 PC を購入し、同時にプレミアム SP に加入申込をしていること。
- ③ サービスを受ける対象の機器が、下記（ア）～（ウ）のいずれかであること。
（ア）入学時に生協より購入した生協 PC
（イ）生協が、生協 PC とセットで新入生に提案しているプリンタ
（ウ）（ア）が故障した際、付帯する動産保険の再購入補助を使用して、生協を通じて購入したパソコン
- ④ 生協で購入した製品（ソフトウェア、周辺機器等）について、開発元（メーカー）が動作保証している場合。
- ⑤ パソコンが改造されておらず、標準構成であること。
- ⑥ 依頼内容が生協の業務遂行を著しく妨げることがないもの。

第5条（サービス作業規約）

1. 本件サービスの遂行に当たって作業が必要な場合、原則として、該当のパソコンその他本件サービスの遂行に必要な物を、生協店舗に持ち込んでいただき、パソコンをお預かりした上で、本件サービスを行います。
2. 生協は前項でお預かりしたパソコンその他の機器に保存されているデータの保証・管理責任を負いません。あらかじめバックアップ等必要な対応をお願いします。生協は自ら定めた手順により誠実に作業を行い、万が一保存されたデータが、変更、消失、流出が発生しても、その責を負いません。
3. 生協は保存されているデータが、サービスを申し出た申込者自身の所有でなく、第三者の権利を侵害することが明らかであると判断した場合、当該データを通知なく削除することができます。

4. 第1項に定めるパソコンその他の機器のお預かり時に、作業手順を説明する場合があります。ただし、作業時に説明した手順で解決できない場合、他の手法で対応を行う場合があります。
5. 作業にあたり、保証・動産保障対象外のメディア・消耗品等が必要な場合、あらかじめ案内の上作業を行い、実費を請求します。
6. 保証・動産保障の対象（機器の故障）と判断した場合、あらかじめ案内の上修理等の対応を行います。その際、パソコンその他の機器はメーカー等の修理作業において初期化され、保存されたデータは消去されます。

第6条（サポート完了及び納品の定義）

1. 本件サービスの完了及び納品は、不具合の回復をご自身で確認いただき、承認を持って成立するものとします。
2. 本件サービスの完了後、納品から1週間以内に、本件サービスに不備があった旨の通知がない場合、前項の承認をしたものとみなします。

第7条（解約）

申込者より解約の申し出があった場合、解約ができます。但し、解約による料金の返却はありません。

第8条（免責事項）

生協は細心の注意を払い業務を遂行しますが、何らかの事由により、本件サービスのご利用による申込者もしくは第三者が被った損害に対して、生協はその責ならびに補償を負わないものとします。

第9条（個人情報保護）

本契約に際し、生協が収集した個人情報に関しては、生協の個人情報保護方針及び規則に則り生協が管理します。

第10条（禁止事項）

1. 申込者は、本件サービスに関して次に掲げる行為をしてはいけません。
 - ① 本件サービスを利用する権利・義務を譲渡・貸与すること
 - ② 本件サービスにかかるテキスト・データその他本件サービス内で提供されるものを、媒体如何にかかわらず、生協に無断で複製・複写・上映・公衆送信・販売すること
 - ③ 本件サービスに関連するシステムへの不正アクセス、コンピュータウイルスなどを送信すること
 - ④ 本件サービスの運営に支障を与える、または第三者及び生協の権利・利益を害する行為
 - ⑤ 第三者または生協の財産・プライバシー・肖像権・名誉・信頼を侵害する行為
 - ⑥ 第三者または生協を誹謗中傷・脅迫または差別する行為
 - ⑦ 第三者または生協の著作権・商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - ⑧ 法令、公序良俗、本約款または生協の指示に反する行為
2. 申込者が本約款に違反する恐れがあると判断した場合は、生協は当該申込者に対し以下の措置の一部または全部をとることがあります。
 - ① 注意・警告
 - ② 本件サービスの利用の停止
 - ③ 契約の解除
 - ④ 損害賠償請求

第11条（貸与物品の破損・故障等）

1. 本件サービスにおいて貸与する物品等（以下「貸与物品」という）が、申込者またはその関係者の故意または過失により破損、故障、紛失した場合、申込者は生協に対し、当該貸与物品の修理費用、交換費用その他当社が負担した実費を支払うものとします。
2. 前項の費用は、生協が算定し申込者に通知した金額とし、申込者は当該通知を受領後、生協が指定する期日までに支払うものとします。

第12条（サービスの中止）

生協は、やむを得ず本件サービスを開始または継続できないと判断する場合は、本件サービスを中止することができます。

第13条（規約の改訂）

1. 生協は、本件サービスの充実・合理化、申込者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本規約を変更・廃止することができます。
2. 前項の場合、生協は、本規約を変更・廃止する旨、変更・廃止後の本規約の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、申込者への周知を図ります。
 - ① 店舗での掲示
 - ② Web サイトへの掲示

第14条（専属的合意管轄）

生協及び組合員は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

付則 本規約は 2025 年 12 月 2 日より施行します。

信州大学生活協同組合